

議 事 日 程 (第3号)

平成22年3月12日(金曜日)午後1時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第17号 東白川村議会の議員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第3 議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第4 議案第19号 東白川村教育長の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第5 議案第20号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第21号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第22号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について
- 日程第8 議案第23号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第24号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 平成22年度東白川村一般会計予算
- 日程第11 議案第26号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第27号 平成22年度東白川村老人保健特別会計予算
- 日程第13 議案第28号 平成22年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第29号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第15 議案第30号 平成22年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第16 議案第31号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第17 議案第32号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について
- 日程第19 発議第2号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書について
- 日程第20 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員(7名)

| | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 安江利英 | 2番 | 服田順次 |
| 3番 | 今井保都 | 4番 | 安倍徹 |
| 5番 | 安江浩 | 6番 | 安江祐策 |
| 7番 | 熊澤光介 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|-----------------|------|---------------|------|
| 村長 | 安江真一 | 教育長 | 安江雅信 |
| 参事 | 今井俊郎 | 会計管理者 | 安江清高 |
| 総務課長兼 議会事務局長 | 楯光一 | 村民課長 | 安江弘企 |
| 産業建設課長 | 松岡安幸 | 教育課長 | 安江宏 |
| 診療所事務局長 | 安江裕尚 | 監査委員 | 安江正彦 |
| 課長補佐兼 企画財政係長 | 安江誠 | 課長補佐兼 環境係長 | 小池毅 |
| 情報通信係長 | 桂川憲生 | | |

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | |
|-------------|-----|
| 議会事務局 書記 | 河田孝 |
|-------------|-----|

開議の宣告

議長（安江 浩君）

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（安江 浩君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、3 番 今井保都君、4 番 安倍徹君を指名します。

議案第 17 号から議案第 32 号までについて（質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第 2、議案第 17 号 東白川村議会の議員の平成 22 年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第 17、議案第 32 号 平成 22 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの 16 件を、3 月 8 日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

これから上程しました 16 件について質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1 番。

1 番（安江利英君）

今定例会において、いろいろ変わりました。4 点ほど、提案型の質問ということで意見を述べさせていただきますと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず一つ目は、全協でも言いましたようにケーブルテレビ、CATV の関係で、特別会計を出せないかというようなことも申し上げておりました。なぜかと申しますと、さきも述べましたように、雷あたりに非常に弱い。それは同軸ケーブルを使ってあるということで、非常にこれから保守に金がかかるだろうということで、先を見越した上で、要するに村民の方に御理解をいただくためには、特別会計が無理であれば、前回、僕が 1 年目か 2 年目かしらんに申し上げましたときに、その部分の損益計算を出していただきました。ああいった形で村民の方に知らせていくと。このぐらい金がかかって、こういうふうになるんだよというようなことを提示していくというような姿勢を、まずしていただいたらどうかということを感じました。

それから二つ目に、第 4 次総につきましては、やはり樹立されてから 5 年が経過し、あと 5 年の計画であるということで、もともとの発想時点がそれぞれ意見を紆余して集めたものであるということで、毎年毎年見直しはされておるものの、今の時代にありますと本当に 1 年先、2 年先というのは見えない。ですから、毎年毎年しっかりと見直しをかけていく必要があるのではないかとということを感じるわけです。参事あたりが申しておりました、ことしは 5 年が経過したから、あと

5年に対して見直していくというようなことも言うておりましたけれども、やっぱり5年という周期は非常に長いということで、国あたりでもやっておりますように事業仕分けということで、やっぱり大幅な見直しが必要になってくると思いますので、この辺を職員の方、いろんな面を考えながら、提案もいただきながら、今風に、特にこういった小さな山村でございますので、やはり企画力というのが一番大事になってくるんじゃないかというふうに思いますので、その辺しっかりアンテナを張られまして、国や県、県はちょっと財政難のところがありますけれども、そういった制度をしっかりとっていきながら、村民の方に問題提示していくというような計画をつくっていただきたいなというふうに感じておるところです。

それから、ことしの予算の中で、毎年同じことですがけれども、例えば給与の関係におきまして、役場自体の中での給与が5億くらい、三役とか議員を入れますと5億5,000万くらいのお金が落ちておるわけなんですけど、この件に関しまして、日本は消費型社会でありますので、うまく回らないとお金も落ちないわけで、それをやはり地元に戻元していくという意味でもいろんなことを考えて、村のために使っていただけたらいいかなというふうに感じております。もちろん、個人のことですので強制はできませんけれども、やはり地域の活性化のためには大きなお金であると思いません。例えば、お茶なんかを見ますと、茶業では今まで最大でも2億くらい、トマトも2億くらい、山林も5億くらいというようなことで、その中の給与所得というのはまるきり使えるお金ですので、そういう面を有効に村内の活性化のために役立てていってもらえるような機運をつくってほしいなというふうに考えておるところです。

最後になりましたが、来年度からは新卒4人採用されるようになっております。それで僕は最初から、例えば、あいさつ一つをとって問題提示させてきてもらいました。先般も、ちょっと大きな声で、中の方から声を出しなさいよというようなことを言うておきましたが、多少は直ってきえるようですが、新しい職員というのは上の人を見て育ちます。頭として参事があって、課長がいて、課長補佐がいて、係長がいて、主任がいて、平職員があるというような形になるかと思えますけれども、その過程の中で、上の者が臍抜けておっては新入職員は育ちませんので、やはり模範となるように、特に先ほども言うておりました縦のつながりだけを重視しないように、こういう小さな役場であるがゆえに、横のつながりもしっかりつくっていくような体制、特に役所に見られます役人根性というのは、この辺で改めていただきまして、きっちりとした形ができて、そして「ああ、東白川の役場は変わってきたな」という姿を見せてもらいたいなというふうに、頑張っていたいただきたいなというふうに提案させていただいて、意見とさせていただきます。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

ただいま提言をいただきましたことは、大切なことであり、受けとめてまいりたいと思います。

ケーブルテレビにつきましては、なかなか一気に特別会計というわけにはいかないかもしれませんが、議員おっしゃるように出せる部分ははっきり出して、透明性を保っていくように心がけてま

いります。

それから、4次総については、10年間を決めてあとの5年間をまた見直すということも、もちろん大切なのでやってまいります、一年一年いろんなことが起きてまいりますし、世の中変わってまいりますので、今までも見直してはきておりますが、そういうことでしっかり見直しをし、また新しい政策は新しい政策として取り入れながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、役場は、議員おっしゃるように東白川一の企業であります。中でやっていることは、自治体でございますので、費用対効果がペイするわけではございませんが、それぞれ給料を払っておりますので有効に使っていただくわけですが、私としても村内で使っていただきたいわけですが、なかなか全部の給料を村内でというわけにもまいらないかと思っておりますが、そのように職員にはお願いをしてみたいと思っております。

それから、来年度4名の新しい職員が入ってくれることになりました。本庁で3名、診療所で2名の退職の補充ということではございますが、新しい職員でございますので、初めが大切かと思ひ、係の方では4月の初登庁前に役場へ来ていただきまして、いろんなことを指示をいたしまして、4月から6ヵ月間は係へ配属はいたしますが、研修期間ということに定めておりますので、その中で職員としての心構え、それから村民に対する態度、もちろんこれはあいさつも入るわけでございますが、その辺をしっかりと訓練しながら、先輩職員に早く追いついていただいて、カバーをしていただくように頑張ってください所存でございますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（安江 浩君）

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

一般質問で、中山間地域等直接支払制度について質問をいたしました。私は、なぜこの質問をしたかといいますと、農家は今苦しい現状の中で、少しでも元気づけの政策として申し上げた次第でございます。今回の3期目に当たっては、ひとつどうか原点に立ち返っていただき、協定集落等で十分な説明をしていただき、しかも十分な議論をしていただきまして、新たな配分方式をつくっていただきたいと思ひます。そして、農家と協定集落がともにきずなを支えられて、よりよい方向へ持って行っていただきたいと思ひますけれども、村長、よろしくお願いいたします。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

一般質問でもお答えをいたしましたように、今回はたたき台は50%と、あと25・25ということで出しておりますが、それぞれの協定集落でお話し合いの上、持ち寄っていただき、そしてまたそれを何回か煮詰めながら、少し時間をかけて決定をしてみたいと思ひます。いずれにしても、説明をしっかりとしないと、また不満も出てくるし、しっかりとわかっていただいて納得していた

だいて、受け取るものは受け取っていただき、そしてまた共同で使っていただくものはみんなで使っていて、少しでも農家の役に立つように指導してまいりたいと思いますので、また御指導をよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（安江 浩君）

6番 安江祐策君。

6番（安江祐策君）

新年度予算説明の村長説明の中に、いわゆる庁舎内組織機構改革という項目がありまして、その中に東白川村役場改善プロジェクトという、また新たに業務改善、人材育成、それから人事考課、そして総合計画の各チームを活動を支援するという言葉が出てきます。村長さんが就任されて、これは20年でしたか、戦略的プロジェクトチームというものを立ち上げられて、各職員の皆さんがそれぞれ、そのときも四つでしたか、政策、財政、交流、保健医療のそれぞれチームつくられて、いろいろと研究・調査され、やってこられました。全協の中でも少し話がありましたけれども、我々議会の方でもそういったチームとの勉強会もやらせてもらいましたが、ただ残念なことに、今までやられたチームの結果とか、そうしたものがなかなか発表されないし、見えてこない。村長さんいわく、その各チームで話し合われたことが、それぞれの年度の事業に、そして予算化されてきたことは認めたいと思いますが、ただ、いろんなそれぞれテーマを持って研究され、調査されたことが、今まで出てこなかったということがひとつ残念に思います。それで今回、新しく東白川村役場改善プロジェクトということで、多分また同じようなプロジェクトチームで研究されていくと思いますけれども、そうしたものに対して、やはり職員の皆さん方は村民の代表といえますか、目線で、この村のことを考え、事業のことを考えて仕事に当たっていただきたいということを思いますので、そうしたことを含めて、またこうしたチームを立ち上げられる中で、当初は、以前のチームの中にも、いわゆる一般の人、経験の豊富な方を取り入れるということもありましたし、それから議員の皆さん方にも入っていただくという言葉もありました。その言葉を覚えておりますけれども、そういったことが残念ならなかったということで、今回新しくこういったチームを立ち上げられて、改善されていくに当たって、ぜひそういったことも考えてほしいということをお願いしたいと思います。

議長（安江 浩君）

村長 眞一君。

村長（安江眞一君）

このプロジェクトチームについては、私、就任以来、いろんな面で新しいことを考えながら生かさせていただきました。議員がおっしゃるように、これはプロジェクトチームで出てきたことであるよというようなことは、一々申し上げませんのでわからん場合もあるかと思います。村長の方針として取り上げてきたこともございますし、近々では、一つ目に見えるもので例に挙げますと、喫煙所をつくった。これは予算を伴うことでしたが、職員の方から、皆さんの見えるところで喫煙

することはいかなものかというようなことも上がってまいりましたし、1カ所を指定をして吸うようにいたしましたし、職員の健康問題を考えて、少し1階が寒いので、どうにかならんかというプロジェクトチームの御意見も伺って、多少の改善をしてまいったところでございますし、今後もそういうこともあるかと思えます。

そのプロジェクトチームの中へ、例えば議員の方とか一般の方を入れてやるということも大変いいこととは思いますが、プロジェクトチームは職員が横のつながりで、じゃあ、あすの何時からというようなことで集まってやるということがありまして、なかなか議員の方に1週間前から計画してということができずに、有言実行ができなかったということはおわびを申し上げますが、今後そういう機会があればどうかと思います。報告というか、こんなことを考えておるよということをおの人に知っていただくことを実行したらどうかと、こんなふうに思うことがございます。今後とも、この仕事のほかに考える機会を職員が持って、横の連携をしていくことが非常にいいことであると私は思っておりますので、今後とも続けたいと思えますし、また御理解をいただくためには、やはり中身を皆さんに知っていただくということも大切と思えますので、御意見のように今後気をつけてまいりたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

議長（安江 浩君）

参事。

参事（今井俊郎君）

プロジェクトの今やっております活動について、この場をかりて少し補足説明させていただきます。

19、20年度では、村長から政策的なことについての諮問があって、それぞれ検討したというプロジェクトでございました。今回、21年度に取り組みましたこの改善プロジェクト、途中から性格が変わってまいりまして、「10年後をどう考える」という村長からの諮問でございましたが、それをいろいろ考えていたときに、いろんな議論がたくさんございましたが、やはり先ほど1番議員さんの御指摘のあったように、我々が変わらなければいけないよということに気づいたということでございまして、この役場改善プロジェクトは我々の問題としてどう変わるかということをおテーマにしております。その中で、仕事に直結するところで、業務改善は仕事のやり方のいろんなことでございます。それから人材育成については、先ほど1番議員さんが御質問があったところの、本当に住民に求められる公務員像はどうあるべきかということをお、このプロジェクトでは職員全員からアンケートをとったり、それからほかのところの例を調べたりして、人材育成計画というものを、基本方針を立てて、これは機関決定が要りますので、御報告する時期が来ましたら、当然議員の皆様方にも報告する形が出てくる。この中にこれから期待されるべきであろう公務員のあり方ということをおちゃんとしたいこんで、それに対する人材育成のいろんな研修であろうとか、先ほど新人4人のお話がございましたが、それもその一環としてとらえていくという形でございます。それから人事課、これは我々の仕事ぶりをどうやって評価するかということについて、技術を持っておりませんので、これを構築したいということで、これは一年、二年ではちょっとなかなかできません。試行

錯誤を繰り返しながらやっていく制度をつくりたいということでございます。

総合計画は、先ほど全協でちょっと説明をさせていただいたように、第4次総合計画、後期の計画の立て方について今検討をしておるとい形でございまして、その戦略的プロジェクトとちょっと性格を異にして、今活動しております。

もう一つ、戦略的プロジェクトのときの医療と保健、福祉、介護のところの診療所ゾーンのプロジェクは、継続して政策的なことについて検討を続けておりまして、この村長方針のところにはこれは書いてないんですが、改善プロジェクトの方はそういう形で職員、これも村長が命令した人間ではなくて、自発的にそのことをやりたいという人間で構成して、事務は総務課の方で進めながら今取り組んでおりますので、情報はまた全協等で、今こういう話し合いがあるよというような話は当然させていただきたいと思いますが、そんな形で今進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（安江 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

4番 安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

私は、平成22年度の東白川村一般会計及び特別会計予算案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

新政権誕生後、初めての国の予算は、景気低迷による税収の落ち込みを44兆円余りの新規国債発行などで賄い、過去最高の90兆円を超える大型予算となっています。過去、少しずつ増額した地方交付税は、今年度は停滞する地方財政状況の改善を目的に1.1兆円余りの増額を示されております。しかし、平成15年、三位一体の改革で地方交付税5兆1,000億円が削減された影響と、県の財政難から、村政運営には十分な予算確保には至っておりません。

このような状況下、費用対効果を重点に、厳しい経済の中で頑張っている村民や、急速に進む少子・高齢化を視野に入れた22年度にふさわしい予算を組まれたとっております。

その中身を一部申し上げますと、地域経済の振興対策として事業化が強く望まれているフォレストスタイル事業は、木造住宅の受注拡大により、すそ野が広く、就業人口も一番多い村の産業であり、林業の振興にもつながることから、大変重点施策として見守っていかねばならないことだ

と思っております。

また、お年寄りの福祉面では、新しく透析患者の通院支援、認知症地域支援など、高齢化に向けての取り組みは、安心して暮らせる「やさしさのあるむらづくり」のため、さらに充実していかなければならないことでしょう。

早うやってもらわんと案内もできんようになると言われている、県補助が削減されました地籍調査事業、村単事業として実施されることになりました。高齢化社会に向けて急がなければならない事業の一つであると思います。この事業の進捗を図られたことは、大変評価する1点だと思っております。

22年度予算は、今年度の補正予算、きめ細かな臨時交付金とあわせての執行となります。議会からの提案や意見を十分に考慮され、さらには役場で立ち上げられました改善プロジェクトチームの自己研さんによりパワーアップされる中での御検討を願い、平成22年度事業に反映されることを念願しながら賛成討論といたします。

議長（安江 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号 東白川村議会の議員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから議案第32号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの16件について一括採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号 東白川村議会の議員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから議案第32号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの16件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第17号 東白川村議会の議員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから議案第32号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの16件は、原案のとおり可決されました。

発議第1号及び発議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第18、発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書についてから日程第19、発議第2号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書についてまでの2件を一括議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

2番 服田順次君。

2番（服田順次君）

発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について。右の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出。平成22年3月12日提出。提出者、服田順次、賛成者、安倍徹、賛成者、安江祐策。東白川村議会議長 安江浩様。

1枚めくっていただきまして、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書。

我が国は、唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けて先頭に立って活動してきたが、これからも一層行動する責務がある。しかし、世界には約2万1,000発もの核兵器が存在するとも言われており、今なお人類は核兵器の脅威から解放されていない。

2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずであるが、2005年の同会議では実質合意ができず、米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5ヵ国に加え、NPTに未加盟のインド、パキスタンも核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランの濃縮・拡大するイラン、核実験を続ける北朝鮮の動向など、その脅威はむしろ高まりつつある。この状況を打開するため、昨年4月5日にはプラハにおいてオバマ米国大統領が、「核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国は行動する道義的責任がある」と述べ、「核兵器のない世界」を追求する決意を表明している。

被爆地である広島市、長崎市が主宰し、世界の3,562都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を策定し、その具体的な道筋を示す「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表している。国際社会が一致結束し、核兵器廃絶に向けた世論を高揚させ、具体的行動に踏み出すことが求められており、その主導的な役割を唯一の被爆国である我が国は果たさなければならない。

よって、このような動きを踏まえ、被爆国の政府として核兵器廃絶の取り組みをさらに確実なものにするため、国会及び政府におかれては、平和市長会議が提案する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案するとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月12日、東白川村議会議長 安江浩。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣あて。

次に、発議第2号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書について。右の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。平成22年3月12日提出。提出者、服田順次、賛成者、安倍徹、賛成者、安江祐策。東白川村議会議長 安江浩様。

1枚めくっていただきまして、永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書。

政府・与党は永住外国人に地方参政権を付与する法案を今通常国会に提出しようとしている。元来この法案は、戦前より日本国内に在住していた住民及びその子孫（特別永住者）のうち、韓国籍を対象に自民党政権時代から議論が行われてきた。しかし、約41万人の特別永住者は、若い世代を中心に毎年約1万人が日本国籍を取得し、帰化によって参政権を得つつある。また、永住外国人へ

の部分的参政権付与は合憲とする学説があり、平成7年の最高裁判決の傍論にも影響を与えてきた。しかるに、最近この学説の主唱者であった学者が自説を転換し、参政権付与は違憲であると主張するようになった。よって、参政権付与を合憲とする考えは根底から崩れつつある。

さらに、政府・与党案では、近年急増しつつある中国人を初めとする一般永住者にも参政権を付与しようとしている。我が国との間に領土や防衛など外交上の懸案を抱えている国の在住者に参政権を付与すれば、地方を通して我が国の独立を脅かすことになり、間接侵略に等しいものになる。また、地方自治体も安全保障や教育など国家の存立にかかわる事柄に深く関与しており、永住外国人に対し地方政治に関する参政権を与えることについては、慎重に検討されるべきである。

よって、国においては、永住外国人に対する地方参政権付与の法制化につき、慎重に対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月12日、東白川村議会議長 安江浩。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣あて。以上でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから2件を順次採決いたします。

初めに、発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対

応を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

閉会中における議会運営委員会の継続調査について

議長（安江 浩君）

日程第20、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

議会運営委員長（安倍 徹君）

平成22年3月12日、東白川村議会議長 安江浩様、議会運営委員会委員長 安倍徹。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1．会期及び会期延長の取り扱いについて。2．会期中における会議日程について。3．議事日程について。4．一般質問の取り扱いについて。5．議長の諮問事項に関する調査について。6．その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

議長（安江 浩君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

議長（安江 浩君）

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

平成22年第1回定例会を閉会します。

ここで村長よりあいさつを求められております。

村長。

村長（安江眞一君）

閉会に当たり一言お礼を申し上げます。

本定例会に提出しました議案すべてを原案のとおり認めていただきました。まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

それから、もう一つお礼を申し上げます。きょうまで4年間、私、村長として本当に皆様方に支えられ、職員、議員、ここにおる皆様方のおかげで4年間務めさせていただきました。もちろん、全員の方に満足していただくというわけにはまいりませんでしたが、何とか大過なく務めさせていただいたと思っております。この経験をもとにして、来期、もう少し今までにできなかったことができないかな、皆さんに御指導いただいたことを少しでも実行に移したいなあと思っております。どうかよろしくお願いをしたいと思います。

また、議員の皆様方も、私と同様、4年間本当に御苦労さまでございました。村のため、村民のためにお務めをいただき、数々の御指導をいただき、職員ともども厚く御礼を申し上げます。

また、次期に対して表明されている方、そしてまた表明されていない方、それぞれあるわけですが、まだまだ厳しい情勢であります村政について、それぞれの立場で御指導をいただきますように、心からお願いを申し上げ、皆様方の御健勝を心からお祈り申し上げて、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（安江 浩君）

これで本日の会議を閉じます。

午後1時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員